

# 食品表示法制定の紹介

角 弓子 (かど ゆみこ) 株式会社 高澤品質管理研究所 表示管理室 室長

**要約** 食品業界を取り巻く、2大法改正の1つ「食品表示法の制定」について改正された内容の中から、ほとんどの事業者で更新が必要と思われる点と、表示違反のリスクを回避するためのポイントを解説します。

## 1. はじめに

2018年6月13日に15年ぶりの食品衛生法の改正により、HACCPによる衛生管理が制度化される。食品等事業者は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」もしくは「HACCPに基づく衛生管理」を実施しなければならない、という現状の中、もう一つ表示に関する食品表示法による食品表示基準が施行され、その経過措置期間が2020年3月31日に終了となる。つまり、2020年4月からは、食品表示基準に沿った表示内容に切り替わっていなければ法律違反となる可能性があるということだ。更新された工程で製造された食品は、更新された表示を行って販売する必要がある。

## 2. 食品表示法とは

2013年6月28日に食品表示法が公布され、2015年4月1日に食品表示法に基づく食品表示基準が施行された。消費者の適切な商品選択の機会の確保などを目的としている。また、これまで食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、健康増進法の3つの法律で規定されていたことによる制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現することを目的とした法律である。

法律自体を制定したこれまでにない大きな変更となったことから、加工食品については経過措置期間を5年とした。その5年の経過措置期間も終了間際といったところだ。すでに表示内容を食品表示基準に対応している企業もあれば、これからという企業も存在するのではないだろうか。

## 3. 改正のポイント

旧法から大きく変更された食品表示基準のポイントは表1をご覧ください。この改正ポイントの中でほとんどの食品関連事業者が現状の表示内容を見直す必要があると考えられるのは、③アレルギー表示に係るルールの改善、④栄養成分表示の義務化、⑨表示レイアウトの改善、⑩加工食品の原料原産地表示義務化、である。見直しの結果、現状で不適切な表現がない場合でも食品表示基準に沿った内容でなければ、変更を余儀なくされる。特にこれまでの法律では任意表示とされていた④栄養成分表示の義務化については、分析機関での栄養成分分析や食品成分データベースなどを利用して算出する作業が伴ってくる。

表1 改正のポイント

①	加工食品と生鮮食品の区分の統一
②	製造所固有記号の使用に係るルールの改善
③	アレルギー表示に係るルールの改善
④	栄養成分表示の義務化
⑤	栄養強調表示に係るルールの改善
⑥	原材料名表示等に係るルールの変更
⑦	販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善
⑧	通知等に規定されている表示ルールのうち、基準に規定するもの
⑨	表示レイアウトの改善
⑩	新しいカテゴリー機能性表示食品
⑪	加工食品の原料原産地表示義務化

業務用を除いたすべての一般用加工食品および容器包装に入った食品添加物は栄養成分を表示しなければならない。表示する項目は、熱量、たん白質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目で、ナトリウムは消費者にとってわかりやすい食塩相当量に換算して表示する。縦書きでも横書きでも表示することはできるが、前出の5項目の順で表示することが定められており、表示順は変更ができない。食品表示基準で定められている栄養成分は前出の4成分を含むミネラル12種とビタミン13種で（表2）、それ以外の成分は栄養成分